

道路の位置指定に伴う法定外公共物の取扱い基準

1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）に伴う法定外公共物の取扱いを定めるものとする。

2 基本方針

市街化区域内において、宅地造成などで住宅等を建築するとき、最小限の範囲で法定外公共物を道路位置指定の区域に含めることを認めるものとする。

この場合の最小限の範囲とは、法定外公共物を横断で道路位置指定の区域に含めるもので、縦断は認めないものとする。

3 審査基準

(1) 道路位置指定の区域に含める法定外公共物が、公用廃止できないものであること。

(2) 法定外公共物を道路位置指定の区域に含めなければ宅地造成が困難であること。

(3) 官民の管理区分を明確にするため、民地に境界標で境界を明示すること。

(4) 市が必要と認めるときは、道路工事施行承認申請や普通河川等土木工事許可申請を申請し、別に定める基準に適合した構造物を設置すること。

4 市道区域に含まれる予定の敷地

「2 基本方針」の規定にかかわらず、道路位置指定を行う道路（以下「位置指定道路」という。）の敷地を含めて市道の認定又は改良を行う前提で、当該位置指定道路の敷地を寄附する協議を市と終えているものについては、法定外公共物を当該道路位置指定の区域に含めることができるものとする。この場合において、「3 審査基準」の(3)の規定については、寄附行為の手續完了後における官民の管理区分を明確にする境界標のみで足りるものとする。

付 則

この基準は、平成22年2月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成30年12月3日から実施する。